平成２６年（フ）第３０２号
茨城県ひたちなか市表町２番４号
債務者　小池　陽太
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８０６号
横浜市保土ケ谷区明神台３番１―408号
債務者　川越　純子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
三重県鈴鹿市寺家１丁目39番３号
債務者　中野　一郎
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
山口県光市光井２丁目８番20号
債務者　宮崎　明子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４７号
新潟県村上市山辺里828番地
債務者　小田　信寛
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２２号
福島県福島市堀河町６―９　レオパレスあぶくま201、住民票上の住所長野県諏訪市高島４丁目2068番地10
債務者　前田　賢三
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２５号
長野県諏訪市高島４丁目2068番地10
債務者　前田美紀子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４７号
北海道小樽市富岡２丁目35番23号、前住所北海道小樽市長橋１丁目２番３号
債務者　板垣由美子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４０６号
京都市下京区諏訪町通鍵屋町下る下諏訪町362番地　みやびハイツ201号、前住所大阪府堺市中区八田北町614番地２　319号
債務者　沖田　俊子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
京都市右京区龍安寺五反田町10番地７
債務者　笹田津弥子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
京都市右京区太秦青木ケ原町12番地16
債務者　芝田　友子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
青森市里見２丁目12番18号
債務者　山形　雅美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
宮城県大崎市鹿島台平渡字吹上31番地22
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
石川県能美市福岡町ハ130番地８
債務者　河端美紀子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１３２号
福井県鯖江市五郎丸町第19号１番地
債務者　齋藤　桂子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
福井県鯖江市新横江２丁目１番25号
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
福井県坂井市三国町緑ケ丘２丁目５番１―105号
債務者　小林　俊博
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係